

道路交通法では、自動車の運転者は、座席ベルトを装着しないで自動車を運転してはならない。更に、座席ベルトを装着しない者を運転者席以外の乗車位置に乗車させて自動車を運転してはならないと規定しています。つまり運転者はもとより、同乗者全員が座席（シート）ベルトを着用しなければならぬということになります。

特に後部座席でシートベルトを着

シートベルトが身を守る

の危険性があります。

用しなかった場合、①事故の衝撃で、前席や天井、ドア等にたたきつけられる②衝撃の勢いで、車外に放り出される③衝撃の勢いで前に投げ出され、前の席の人に被害を及ぼすなど

後部座席でのシートベルト着用は、自分自身だけでなく、同乗者の生命も守ります。車に乗ったら前も後ろもシートベルトを着用しましょう。



交通安全二口メモ